

< 川越市 >

## 川越市は将来を見据えた「入札制度」を確立せよ

法律は、企業工事に対する国民の信頼の確保と建設業の健全な発達を図ることを目的としており、現在の価格競争を原則とした入札では限界がある。

そこで、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入札契約適正化法）」・「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」が定められ、主に発注者の責務が問われている。

### < 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 >

第一条 この法律は、国、特殊法人等及び地方公共団体が行う公共工事の入札及び契約について、その適正化の基本となるべき事項を定めるとともに、情報の公表、不正行為等に対する措置、適正な金額での契約の締結等のための措置及び施工体制の適正化の措置を講じ、併せて適正化指針の策定等の制度を整備すること等により、公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図ることを目的とする。

### < 公共工事の品質確保の促進に関する法律 >

第一条 この法律は、公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全（良好な環境の創出を含む。）、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることに鑑み、公共工事の品質確保に関する基本理念、国等の責務、基本方針の策定等その担い手の中長期的な育成及び確保の促進その他の公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、現在及び将来の公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

発注者の責務は「建設投資の減少」「競争の激化によるダンピング」によって適正な施行が見込まれない契約は避けるべきである。「入札契約適正化法」「公共工物品確法」を黙殺することによって地域の建設業の疲弊や下請け業者へのしわ寄せが生じ、現場の技能労働者・若年労働者の減少が顕著となり将来における公共工事の担い手が不足し、そのことは地域の安全や安心の維持に支障をきたすのである。

これは国の基本の方針であり、よって川越市は将来を見据えた入札制度を確立し、地域建設業の必要性を理解しなくてはならない。

地震・台風・除雪・修繕パトロール等社会にとって、「建設産業は必要欠くべからざる存在」であることを川越市政は「改めて認識する必要」がある。以下改めるべき条項を整理し、問題点を指摘する。

#### 問題となっている公共工事とは…

工 事 名	旧川越織物市場整備工事
工 事 場 所	川越市松江町2丁目11番地10ほか
工 期	契約締結日から平成31年12月20日まで
入 札 方 式	一般競争入札（ダイレクト入札）
業 種	建築
格 付	A
開 札 日	2018/5/11
設 計 金 額	307,700,000円（税抜き）
予 定 価 格	
落 札 者	㈱芹沢建設
落 札 額	300,000,000円（税抜き）

以上が入札の結果である。結果から見ると落札率は **97.5%** である。

当該工事は本来であるなら既に着工し、進捗している筈なのになんと発注者である川越市は、㈱芹沢建設からの工事請負辞退により工事契約を解除したのだが、何故その様な事態になったのか…契約不履行の㈱芹沢建設に「**全ての責務がある**」とはとても思えない。

「**本工事は、旧川越織物市場を復元し、インキュベーション施設及びその他付随施設を整備するものである**」と工事の大要を掲げており、言わば文化財修復に匹敵する「**難易度の高い工事**」である。

㈱芹沢建設は、建築物の改修工事であるとの認識だったのかも知れない。従って事前公表された予定価格内で、施工可能と判断し応札したと思われる。ところが、一般的な施工とは違い実行予算を組んでみると、

工事の下請けは誰でも良いと言う訳にはいかず、当初の見積りを大幅に上回り、このまま工事を施工するとなれば「**2億円からもの赤字**」になりかねない。この事は、本紙の調査でも当該工事が「**4億5千万円から5億円の見積り**」になると都内の大手業者から聞き及んでいる。

本工事の入札参加業者は他に、10月1日に民事再生法を申請し事実上「**倒産した(株)エム・テック**」である。

応札した金額は「**304,000,000円**」であり、仮に(株)エム・テックが落札していたなら、更に最悪の状況になっていたであろう。

そこで本紙は、川越市の入札制度に問題が無いかを調査をした。

一般競争入札は、不特定多数の企業の中から最も有利な条件を提示した企業を契約の相手とする契約方式であり、入札の原則的な方式である。一般競争入札のメリットは、価格のみの勝負となるので中小企業や零細企業にも落札のチャンスがある。デメリットは価格勝負が利点という反面、利益があまり出ないことである。

また競争性が高い反面、不良不適格業者の排除が困難であり施工能力に欠ける業者が落札し「**品質の低下、受注競争を過度に激化**」させ、ダンピング受注を招く。従って、適切な活用が求められているのだ。

川越市の現状は参加業者の枠を広げているに過ぎず、対象工事について施工能力を有する業者を適切に選別する作業は見受けられない。

施工能力のある業者とは、設計図書から適正な施工方法を見出すことと、また適切な積算が出来る業者の事である。

(株)芹沢建設を例におくと、「**年間完工高3億円の企業が3億円を超える工事に参加**」できるシステム自体に問題がある。企業年間完工高を厳密に調査し、過大受注をさせてはならないのである。入札契約適正化法は、要約すると「**発注者は当該企業の過去の工事实績の情報、あるいは技術者の情報をもって受注者の選定に当たること**」となっている。

## 川越市は「入札契約適正化法」「公共工物品確法」を

### 厳守せず「法」を曲げている

総務大臣・国土交通大臣の通達は、

「建設投資の減少・競争の激化によるダンピング受注によって適正な施工が見込まれない契約の締結を招き、地域の建設業の疲弊や下請け業者へのしわ寄せが生じて、このため現場の技能労働者の高齢化・若年労働者の減少が顕

著となっている。このままでは将来における公共工事の担い手が不足する事が懸念される。地域においては、災害対応を含む維持管理を担う建設会社が不足し、地域の安全・安心の維持に支障が生じる恐れがある事が懸念される。」

以上は、国の基本的な方針である。

当然の事ながら地方自治体の長、或いは、契約担当者に通達されているのだ。この将来を見据えた政策を川越市は全く理解してない。

地域の建設業の必要性をどのように考えているのか。地震・台風・除雪・修繕・パトロール等、社会にとって建設産業は必要欠くべからざる存在である。まずは、ここから改める事が求められる。

川越市に限らず発注者は、「入札不調・不落札」を極端に嫌うようである。従って、できるだけ多くの業者に入札参加を可能にし、入札不調を避けるために「法を曲げて」入札を成立させたいのだ。

## 設計金額・予定価格の入札前、

### 即ち…事前公表は避けるべきである

予定価格の事前公表は、入札後に行うべきである。入札前に公表すると当該価格近傍による入札が誘導されると共に、同額くじ引きによる落札等が増加する。業者の中には「積算を行わず入札する者」もあり、真の技術力・経営力による競争を損ねている。残念ながら地方自治体にこの行為を禁止する法令規定は見当たらない。

しかし弊害がある事を理解すべきである。川越市は中核市として他市の模範となる入札制度を確立し、積算が満足にできない業者でも落札できる「予定価格の事前公表」は絶対にしてはならない。

この事こそ市内業者の技術力向上に繋がるものである。また、一方では予定価格の「事前公表を止めると特定の業者に価格が漏れ、不正が起きる」可能性も否定できないが、不正行為は個人的犯罪であり担当官と業者との不正行為は、厳しい法の裁きによって解決できる問題である。

斯様な問題などを考慮して、予定価格を事前公表にすることは後ろ向きで、川越市の地場産業の発展に明るい未来はない。

## 予定価格の設定は適正に行われているか

公共工事を施工する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための「適正な利潤を確保する」ことができるよ

う適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、「市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること」。

これは「品確法 7 条一」である。

さらに、発注者は不採算工事の受注強制などは「建設業法 第 19 条の三」に違反する恐れがあり、行ってはならない行為である。

「建設業法 第 19 条の三」とは、

「注文者は自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。」

予定価格の適正な設定とは、正しく法の精神に則り慎重に取り決めなくてはならないのである。それには適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し市場における労務・資材等、最新の実勢価格を反映させつつ実際の施工に要する「**妥当な経費**」について積算すべきものである。

## 発注者の設計・仕様書・図面に問題あり

川越市に限らず役所は、計画設計・実施設計全ての業務を設計事務所またはコンサルタントに委託している。実際には、委託費はダンピング状態で委託業者は悲鳴を上げている。

図面・仕様書・内訳書・設計金額すべて委託業者の仕事である。

発注者の職員は、委託業者の説明を聞いて納得するだけ。役所のOBによれば、「近頃の職員は技術力が低下し現場へ行かない。図面を見ても解らない。業者を遠ざけて話もしない。付近住民や第三者から苦情もなく、工事が完成する事をひたすら願っている」と言うのである。

つまり図面と内訳書との整合性・施工を考慮した単価構成等、判る筈もないと言うのである。

本紙は、ある設計事務所に聞いたところ「設計業務は図面や仕様書からその工事に必要な部材の数量や個数を入力するのみで、最終的には役所がその数量や個数に部材単価を乗じて設計金額を決定しています」と話す。

「役所側が、この設計をもとに部材単価を安く見積れば、おのずと設計金額は低く抑えられることになります。また、専門業者から事前に見積りを取り、設計額算定の際には業者からの見積りから3割位カットするのが常識です」とOBは話す。既にこの段階で歩切りをしているのだ。

「出来る限り安く発注する事が、市長命令でしょう…」とOBは苦笑した。担当課職員も市長命令とあらば、「業者を泣かせることもやむを得ず」ということだ。以上の責任は全て、「現市長に集約」する。

## 総合評価落札方式を取り入れる考えは無いようだ

総合評価落札方式は、「入札価格以外の要素も総合的に評価」「類似工事の実績」「工事成績」「配置技術者の資格及び経験」「施工能力」「災害時の対応」「施工業者の技術」を提案させる。

現在の川越市では、とても無理だろう。トップは工事の廉価を要求するだけで、公共工事の目的など理解する能力を欠いているとのことだ。

公共工事に熱心に取り組む姿勢が見受けられない。業者の技術力を適正に評価するシステムが出来てない。落札者を決定した際、落札しなかった業者への説明もしなければならない。

以上の業務は手間暇かかるので良い事と判っているが、残念ながら川越市にはやる気は無いようである。また川越市内業者では、国の仕事をしている数社が、「総合評価落札方式を理解」しているようである。

## ㈱芹沢建設は被害者ではないのか

㈱芹沢建設の施工方法の申し入れは拒否され、このままでは「1億数千万円或いは2億円からの赤字」になる。赤字は社会の罪悪である。

㈱芹沢建設は、止むを得ず履行不可能の決断を下したものと思われる。従って契約解除となり、川越市は契約約款に従い違約金の支払いを㈱芹沢建設に求めた。㈱芹沢建設に全ての責任を負わせてはならない。責任の所在を明らかにしなければ、今後も同じ轍(てつ)を踏む恐れが出るのだ。川越の建設業協会は眼(まなこ)を開け。

川越市は重大な積算の間違いを引き起こしたのだ。

違約金額は請負金額「3億円の10%の30,000,000円」である。

本紙は㈱芹沢建設に同情せざるを得ない。

[別紙1「平成30年9月定例会 ㈱芹沢建設に関する市政報告」参照](#)

当該に関する調査では、某設計事務所と都内の大手建設業者の御協力を戴き、予定価格の 307,700,000 円が適正価格ではないとの回答を得た。「**工事の難易度・特殊な施行性**」当該工事に適した適正な歩掛りを取り入れていないとのことである。先に、業者の事前見積りの一件を記したが川越市は、まさか当該工事の見積額をカットする様な事はしていないだろうか。何故なら、他社の積算が予定価格と余りにも掛け離れた金額なのである。川越市は、「**そのような事はない、もう1社 (株)エム・テックが 304,000,000 円が入札しているではないか**」と言うだろう。

その通りだが、倒産寸前の(株)エム・テックは不良不適格業者であり、**前渡金**欲しさに受注したかったのだろう。(株)エム・テックは冷静に経営判断ができる状態ではなかった。

**別紙 2 「(株)エム・テック倒産から反省すべきこと」参照**

従って、(株)エム・テックの入札金額は参考にならない。

- ▼市は入札の直後、(株)芹沢建設の積算根拠・内訳書の提出を求め精査したのか。
- ▼適正な施工への懸念はなかったのか。
- ▼落札価格で入札した理由。
- ▼この価格で発注者が求めている適切な施工が出来るのか。
- ▼資材・労務単価・下請代金の設定は適正か。
- ▼安全対策に問題はないか。

以上の事は、発注者の責務としてヒアリングすべき事である。この事は、「**川越市競争入札等参加者心得**」に示されているのである。

**「川越市競争入札等参加者心得」**

**第 17 条 5**

落札決定後、契約締結前までに落札者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、契約を締結しないことができる。

(4)落札者が契約の相手として不適当であると認められるとき。

市は落札者の審査を慎重に行い契約を締結しなければならない。ましてや議会承認案件ともなれば、なおさらの事である。今回の一件は、議会に対し入札契約の重大な過失を露呈したものであり、簡単に(株)芹沢建

設の責任に留める問題ではない。更に工事完成の遅れは社会に多大な損失を生み、執行部ひいては「市長の責任」である。

議員各位におかれても、公共工事の適正な入札が法律に基づいて執行されるよう注視して頂きたい。

### 「川越市競争入札等参加者心得」

#### 第 20 条

入札参加者は、入札後この心得、契約書(案)、図面、仕様書及び現場等について不明を理由として異議を申し立てることができない。

つまり、落札業者から聞きたいことがあっても、「聞きに来るな…契約をしてからにしろ…全てを判って入札したんだろう」

この背景にあるものは、「発注者の誤算」である。間違いを指摘されても認める訳にはいかない。この条項に、今回の悲劇が隠されているのである。(株)芹沢建設は落札後、「施工計画・実行予算の検討」に入ったと思うが、この段階では疑問を投げかけることは出来ない。

議会承認後、契約してから始めて(株)芹沢建設の話聞くのである。

契約前にやり取りをすると「これでは話が違う、契約できない。」

そう言われることは何としても避けたいのである。この点が民間の取引と違い、入札は官主導で執行されるのである。入札後より本契約までの日時もあり「相互、真剣に協議すれば」こうした契約解除と言う最悪の事態を招くことは無かったのである。

平成29・30年度 川越市入札参加者名簿 (建築)		
業者名	総合評価値	格付
岩堀建設工業(株)	1206	A
初雁興業(株)	1170	A
川木建設(株)	1135	A
三光建設(株)	1062	A
(株)内田産業	937	A
(株)シオノ工業	926	A
東洋建設(株)	924	A
倉沢建設(株)	915	A
梶野建設(株)	905	A
堀尾建設(株)	899	A
徳栄産業(株)	856	A
沢健工業(株)	851	A
(株)芹沢建設	851	A
(株)三澤屋建設	848	B

左記は、川越市のHPで公開されている「川越市入札参加者名簿」の一部である。

「建築」の格付け「A」の業者13社と格付け「B」の最上位の業者1社を抜粋した。

表から判るように(株)芹沢建設の格付けは、ギリギリ「A」である。

しかし格付けが「B」の最上位である(株)三澤屋建設との総合評価値の差は、たった「3」しかない。



また「旧川越織物市場整備工事」の入札を辞退した初雁興業(株)と三光建設(株)との総合評価値の差は、それぞれ《319》《211》と、かなり開きのある数値であることが確認できる。

「旧川越織物市場整備工事」の入札参加資格には「本入札日の告示から…建設工事の業種として「建築」が掲載されており、その格付けがA級であること」と掲げているが「A級」だけではなく、例えば総合評価値が《1,000》以上の業者・文化財の工事实績がある業者・1級技術者が多数在籍している業者等、入札参加資格のハードルを上げていけば今回のような契約解除という事態は回避できただろう。

本紙がこの問題を取り上げ取材する中で、国交省職員の見解は

「当該工事の入札参加資格者に川越市の建築A級とあるが、径審850点では無理でしょう。3億以上の工事に参加させてはいけません。対象工事に見合った業者を選別すべきです。法律で定められている筈です」と語っている。

川越市の元職員の見解は「一般競争で誰が取っても安ければ良いので、それが今の市の姿勢ですよ、上は何も考えていません。」「若い技術屋の声なんて通りません。彼等は、毎日矛盾を感じながら仕事してます。建設業の良識派の見解は、少なくとも県レベルの入札制度を導入して欲しいと願っている。今は安くて大変だ。」

市議会議員の見解は「(株)芹沢建設も契約してから業務を遂行出来ないなんてしょうがない。」市議諸氏は、市による入札型式の実態を調査する必要がある。(株)芹沢建設の姿勢の無理からぬ立場を理解されよう。

## 「川合市政」ではなく「川越市政」を取り戻せ！

本来、このような市政の構造的改革は市長の政治理念や市民社会に対する誠実さがあってこそ実現する。その意味では、現在の「川合市政」が敷かれた川越市にこれらの改革を望むことは不可能だ。

なにしろ川合善明という人物は、自らを批判する市民を公然と呼び捨てにしては謝罪も訂正もしないという、常軌を逸した人格の持ち主である。

本紙の存在についても“川越市の恥だ”とブログに平然と書き飛ばしている。市長失格と批判した相手に向かって、なんらの理論的な反論や逆に反省の弁を述べることもなく、ただ逆上にまかせて特定の市民を呼び捨てにし、自治体

社会の害悪であるかに公言する市長など、全国自治体のなかでも、おそらく「川合善明」ただ一人である。川合氏は自分自身については“恥”だと思わないことは既にその言動から明らかだが、その原因は川合氏が、「**市政は自分（川合善明）のために動くものだ**」と間違っているからである。

市長とは「**市民社会のために働く**」ことが法的にも道義的にも当たり前だが、川合市長に限っては「**おれ様**」のために市政があると錯誤している。

そうでなければ、政治家としての自分を批判されて、逆上しては知性の欠片もない侮辱を市民に浴びせたりはしない。川合氏は、「**おれ様**」が批判されたと思ったからこそ逆上したのだ。自治体首長という公職の意味や義務さえ理解できていないから、自らを批判する市民を恥と呼び捨てるような「**恥知らず**」を臆面もなく公言できるのだ。

本紙も…市民も…反川合市議らも…「**川合善明**」が市長でないならば、誰も批判も追及もしないのだということを、川合氏は理解していない。川越市の名を冠する市長だからこそ、「**その資格も能力もない**」と批判されるのであって、川合氏個人がいかに異常な人格であったとしても、そのような人間はいずれ社会から排除されるか自滅するかの道しかないのであり、市長ではない只の「**おれ様**」など誰も相手にしない。

つまり、川合氏が（特に本紙から）批判・追及されたくなければ、市長を辞めれば良いだけである。或いは川合氏自身、「**私人**」の自分では誰にも言うことを聞かせられないことをわかっていて、「**権力**」が欲しかったのだろうか？

市民社会は個人の権力欲の具材ではないのだ。

川越市民は、「川合市政」を排撃し「**川越市政**」を取り戻さなければならない。■